

平成18年12月14日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 (印)

平成17年(ワ)第8283号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成18年10月2日

判 決

原 告

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士

同

大阪府東大阪市

被

告

こと

水

(以下「被告水」という。)

大阪府豊中市

被

告

田

(以下「被告田」という。)

主 文

- 1 被告らは、原告に対し、連帯して37万円並びに49万円に対する平成16年5月17日から平成18年1月30日まで及び37万円に対する同月31日から支払済みまでそれぞれ年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の主位的請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用はこれを3分し、その1を原告の負担とし、その余を被告らの負担とする。
- 4 この判決は、1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

1 主位的請求

被告らは、原告に対し、連帯して60万円並びに72万円に対する平成16年5月17日から平成18年1月30日まで及び60万円に対する同月31日から支払済みまでそれぞれ年5分の割合による金員を支払え。

2 予備的請求

- (1) 被告■水は、原告に対し、12万円に対する平成16年5月17日から平成18年1月30日まで年5分の割合による金員を支払え。
- (2) 被告■田は、原告に対し、25万円及びこれに対する平成16年1月15日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、原告が、被告■水の主宰する「 」に債務整理の相談に行ったところ、被告らによって杜撰な債務整理をされ、損害（コンサルタント料ないし報酬相当額、司法書士費用及び慰謝料）を被ったなどとして、主位的に、共同不法行為に基づき、上記損害金合計60万円（ただし、損害金合計72万円から、既払いの12万円を除いた残額）並びに72万円に対する不法行為日の後である平成16年5月17日から平成18年1月30日まで及び同月31日（上記12万円の支払日）から支払済みまでそれぞれ民法所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求め、予備的に、不当利得に基づき、被告■水に対しては、コンサルタント料相当額12万円に対する利得発生の日（原告が同被告に対し最後のコンサルタント料を支払った日）である平成16年5月17日から平成18年1月30日まで民法所定の年5分の割合による法定利息の支払を、被告■田に対しては、報酬相当額25万円及びこれに対する利得発生の日（原告が同被告に対し最後の報酬を支払った日）である平成16年1月15日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による法定利息の支払をそれぞれ求める事案である。

なお、当裁判所は、原告の主位的請求につき、主文掲記の限度でこれを認容するものであるが、これは原告の予備的請求の範囲を超えることが明らかであるから、予備的請求については判断を要しない。

1 前提となる事実（証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) ア 原告（昭和18年[]生）は、平成15年12月当時、消費者金融等合計10社から合計約600万円の借入れをしていた、いわゆる多重債務者であった。

イ 被告[]水は、大阪市[] 所在の[]ビル[]階[]号において、「[]」との屋号で、「[]」を名乗り、債務整理等の相談を受けていたものである（甲1）。

ウ 被告[]田は、肩書住所地に事務所を構える大阪司法書士会所属の司法書士である（登録番号大阪第[]号）（甲2）。

(2) 被告[]水は、平成15年9月から同年12月にかけて、スポーツ新聞（デイリースポーツ及び日刊スポーツ）に「[]」の広告を出した。たとえば、その掲載内容は、次のようなものである。

ア 平成15年9月29日付けデイリースポーツ（同年10月9日付けデイリースポーツ及び同月1日付け日刊スポーツもほぼ同様）（甲11の1・2, 28, 29の1）

「借金を、借金して返してませんか？

支払い方法見直しませんか？

再起の道へアドバイス 無料相談受付中」

イ 平成15年11月1日付け日刊スポーツ（甲29の2）

「借金を、借金して返してませんか？

借金苦、多額返済でお困りの方

電話相談可能！

無料相談受付中

営業時間／（月～金） 9時～19時・（土） 9時～17時」

ウ 平成15年12月11日付け日刊スポーツ（甲29の3）

「借金を、借金して返していませんか？」

専門員・司法書士が悩みを解決

（無料相談受付中／秘密厳守）

営業時間／（月～金） 9時～19時・（土） 9時～17時」

(3)ア 原告は、平成15年12月13日、債務整理について相談するため、
の事務所（以下「本件事務所」という。）を訪れた。

イ 原告は、上記同日、被告■水と面談し、同被告から消費者金融等10社のうち消費者金融5社（株式会社、株式会社、株式会社、株式会社及び株式会社）について特定調停を申し立てることが可能である旨の説明を受けた。

また原告は、被告■水との間で、同被告（■）が原告に対し、金融等について助言、指導等のサービスを提供すること（コンサルタント業務）、原告は被告■水に対して、同コンサルタント業務の報酬として、毎月18日限り2万円を支払うこと等を内容とするコンサルタント業務契約（以下「本件コンサルタント契約」という。）を締結した（甲4）。

ウ 上記イに続いて、原告は、被告■田とも面談し、特定調停の相手方を上記5社のみとすることを前提として、特定調停申立て用の書類を作成するとともに、同被告から必要書類等を宛てに郵送するよう指示されるなどした。

(4)ア 原告は、本件コンサルタント契約に基づき、被告■水に対し、平成15年12月15日、平成16年1月15日、同年2月16日、同年3月16日、同年4月15日及び同年5月17日にコンサルタント料として各2万円の合計12万円を支払った（甲6、7）。

イ 原告は、被告■田に対し、司法書士報酬として、平成15年12月17

日に15万円、平成16年1月15日に10万円の合計25万円を支払った（甲8，9）。

- (5)ア 被告田により、平成15年12月22日、大阪簡易裁判所に、原告に係る特定調停が申し立てられた。相手方は、上記5社だけとされていた（乙1の1ないし1の5）。

イ 上記特定調停は、平成16年1月27日、第1回調停期日が開かれ、同年3月8日の第2回調停期日において、成立した。

- (6) 被告水は、上記コンサルタント料相当額12万円が不当利得に当たることを認めた上で、本件訴訟提起後の平成18年1月31日、原告にこれを支払い、原告は、損害賠償の一部としてこれを受領した（丙1）。

- (7) 大阪司法書士会の会則（以下、単に「会則」ともいう。）90条は、「会員は、司法書士会に入会している司法書士又は司法書士法人でない者（以下この条において「非司法書士」という。）に、自己の名義を貸与する等、非司法書士が司法書士の業務を取り扱うことに協力し、又は援助してはならない。」（1項）、「会員は、非司法書士から事件のあっせんを受けてはならない。」（2項本文）とそれぞれ規定している。

2 当事者の主張

（原告）

- (1)ア 弁護士及び司法書士（いずれも法人を含む。）以外の者が、報酬を得る目的で債務整理業務を取り扱えば、弁護士法72条（非弁行為の禁止）及び司法書士法3条に違反することになるところ、被告水は、被告田の司法書士名義を借りて、司法書士が関与した適法な債務整理をすることができる業者であると誤信させるような広告を出し、これにより広く多重債務者を集めた上、弁護士等の資格を何ら有さず、適法に業務を行い得ないにもかかわらず、報酬を得る目的で債務整理業務を行っていたものであるから、これが弁護士法及び司法書士法に違反することは明らかである。被

告■水が本件コンサルタント契約を締結したのは、弁護士法等違反を免れ、
コンサルタント料名目で脱法的に報酬を得ようとしたためである。

イ 被告■田は、被告■水が「
」の広告に自らの司法書士
資格を掲載、利用することを承諾し、同会があたかも法律家の関与した信
頼の置ける債務整理機関であるかのような外観を作出する行為に荷担し、
被告■水から多重債務者の紹介を受ける一方で、依頼人から受け取った報
酬の一部を被告■水にバックマージンとして支払っていた。すなわち、被
告■田は、被告■水の債務整理業務が弁護士法等に違反することを知りな
がら、これに協力したものであり、このような行為は、会則90条（非司
法書士との提携禁止）にも反するものである。

ウ そして、被告らは、原告の無知に乗じて、債務整理方法について十分検
討しないままに、債権者10社中5社のみを相手方として特定調停を申し
立てるなど、杜撰な債務整理手続をとったものである。

(2) このような被告■水及び同■田の行為が、共同不法行為に当たることは明
らかであり、これにより原告は、次のとおり損害を被った。

ア コンサルタント料相当額 12万円

ただし、前提となる事実(6)記載のとおり、被告■水において支払済みで
ある。

イ 被告■田に対する司法書士報酬相当額 25万円

ウ 司法書士費用（本件訴訟提起に係るもの） 5万円

エ 慰謝料 30万円

原告は、被告らの杜撰な債務整理によって、上記特定調停手続終了後、

司法書士に申立外の5社の債務整理を依頼するまでの間、過酷な
生活を余儀なくされ、深い絶望感を味わった。原告の受けた精神的苦痛を
金銭に評価すると、30万円を下回らない。

(3) 仮に以上の請求が認められないとしても、

ア(ア) 原告と被告■水が交わした本件コンサルト契約は、弁護士法72条に違反するものである。そして、同条は高度の公益的規定であり、これが非弁行為を禁止している趣旨にかんがみると、これに違反する行為は公の秩序に反するものとして無効というべきである。したがって、本件コンサルト契約は無効であり、これに基づく金銭給付は法律上の原因がないこととなる。

(イ) また、被告■水は、自らの行為が弁護士法違反であることを知りつつ報酬を受領したのであるから、悪意の受益者として、その受けた利得には利息を付して原告に返還すべきである。

イ(ア) 被告■田は、平成15年12月11日ころ、原告との間で、特定調停申立書等の書類作成委託契約を締結し、同契約に基づき、原告から合計25万円の報酬を受領している。しかしながら、上記委託契約は、無資格者からあっせんを受けて締結されたものであり、非司法書士との提携行為として、公の秩序に反し無効というべきである。したがって、上記委託契約は無効であり、これに基づく金銭給付は法律上の原因がないこととなる。なお、この点、司法書士法には、弁護士法のように無資格者との提携行為を禁止する直接の規定はないが、被告■田の所属する大阪司法書士会の会則90条が非司法書士との提携行為を禁止していること、司法書士法23条が、司法書士はその所属する司法書士会の会則を守らなければならない旨規定していることなどからすると、非司法書士との提携行為は、司法書士法にも違反するというべきである。

(イ) また、被告■田は、上記委託契約が無資格者である被告■水と提携した無効なものであることを知りつつ報酬を受領したのであるから、被告■水と同様、悪意の受益者として、その受けた利得には利息を付して原告に返還すべきである。

(被告■水)

- (1) 原告の被告■水に関する主張のうち、同被告の行為が弁護士法違反であるとの点は争わないが、その余の点はいずれも否認ないし争う。
- (2) 被告■水において、広く多重債務者を集めたことや多額の報酬を得たことはなく、被告■田の司法書士名義を借りたことも、同被告からバックマージンを受け取ったこともない。原告はもともとコーワ電算という整理業者に相談の申込みに行く途中であったところ、被告■水において、原告の債務整理手続きのために司法書士である被告■田を紹介しただけのことであり、何ら非難されるべき点はない。

また、原告は、被告らが債務整理方法について十分検討しないままに、債権者10社中5社のみを相手方として特定調停を申し立てるなど、杜撰な債務整理手続きをとった旨を主張するが、信販会社系の金融機関4社を含む5社を相手方から外したのは、原告において信販会社のカードを引き続き利用したいとの意向を示したからであって、原告の意向に基づくものである。当時、原告は、カードで物を購入し、それを売却して生活費を得るといような自転車操業状態にあったものである。

そもそも原告が債務整理を要する状態に陥ったのは、自ら行った商品先物取引及び株式信用取引が原因であり、全て自己の責任であって、これを被告らに転嫁することは許されない。

(被告■田)

- (1) 原告の被告■田に関する主張は、いずれも否認ないし争う。

被告■田において、被告■水に名義を貸したこともなければ、原告から受け取った報酬の一部を被告■水にバックマージンとして支払ったことも一切ない。

- (2)ア 被告■田は、被告■水から原告を紹介され、の事務所
で、原告から法律相談を受けたものである。その場で被告■田は、原告から、特定調停手続に関する書類作成を依頼されたので、これを代理作成し、

大阪簡易裁判所に特定調停を申し立てた。原告が被告■水とどのようなやりとりをしていたかについては、全く知らない。この間被告■田は、パーティションで区切られた場所で、同被告固有の業務を行っていたもので、被告■水と共謀することなどあり得ない。

イ また、原告は、被告らが債務整理方法について十分検討しないままに、債権者10社中5社のみを相手方として特定調停を申し立てるなど、杜撰な債務整理手続をとった旨を主張するが、これは原告が債権者として5社しか伝えなかったためであり、被告■田において恣意的に申立てから除外したり、過失で遺漏したものでもない。

ウ 被告■田は、原告から、上記特定調停の申立書作成の報酬として、合計25万円の報酬を受領したものであり、平成16年7月2日付けで礼状も受け取っている。原告は、被告らの行為によって精神的苦痛を被った旨を主張するが、本件において原告に精神的損害は生じていないし、生活の困窮もルーズな金銭感覚によって自ら招いたにすぎない。

(3) 原告は、予備的に、原告と被告■田との間で締結された特定調停申立書等の書類作成委託契約は無効であるとして、同契約に基づく報酬の支払が不当利得に当たる旨を主張する。しかし、被告■田が得た報酬は、司法書士法3条1項4号に基づいた正当な報酬である。被告■田は、弁護士法に違反する行為はしていないのはもちろん、会則90条に違反する行為もしていない。仮に違反しているとしても、このことから直ちに上記委託契約が無効であるということもできない。

第3 当裁判所の判断

1 前提となる事実証拠（甲1, 2, 4ないし9, 11, 13ないし17, 28ないし33, 乙1, 4, 丙1, 2, 原告, 被告■水, 同■田）及び弁論の全趣旨を総合すれば、次の事実が認めら得る。

(1) 原告は、平成15年12月当時、月額約17万円（手取額）の収入を得て

ください。」と告げた。

そこで原告は、被告■水に引き続き手続を進めることを依頼し、同被告との間で、本件コンサルタント契約を締結し、コンサルタント料として毎月2万円を支払うこととなった。その際原告は、同被告から、「借金と向き合うための心がまえ12か条」と題する書面を受け取るとともに、信販会社4社については、その支払を止めるようにアドバイスを受け、具体的な対応策を記載した手書きの説明書を手渡された。

ウ 引き続き、後方で待機していた被告■田が、被告■水と入れ替わって原告の対応をした。被告■田は、司法書士の肩書きの入った名刺を渡した上で、原告に対し、あらかじめ用意していた特定調停申立書用の関係権利者一覧表のコピーに債権者を記入するよう促した。そこで、原告は、先に債権者名を記入した用紙を見ながら、特定調停の相手方として、消費者金融5社のみを記入した。

その際、原告は、被告■田から、上記5社に関する契約書、直近の返済伝票、最近3か月分の給与明細書及び印鑑を宛てに郵送するよう指示された。また、特定調停を申し立てる裁判所については、被告■田と同■水が相談した結果、大阪簡易裁判所とすることになった。

またその場で、被告■田への報酬額は25万円と決められ、2回の分割で、1回目はその翌週、2回目は1か月後にいずれも同被告の預金口座に振り込むこととされた。

(4) その後、原告は、被告■田から指示を受けた資料等を宛てに郵送するなどした。

(5) 原告は、本件コンサルタント契約に基づき、被告■水に対し、平成15年12月15日以降、コンサルタント料として合計12万円を支払った。

また、原告は、被告■田に対し、上記報酬として、平成15年12月17日に15万円、平成16年1月15日に10万円の合計25万円を支払った。

(6) 被告■田により、平成15年12月22日、大阪簡易裁判所に、原告に係る特定調停が申し立てられ、平成16年3月8日の第2回調停期日において、上記5社（消費者金融）との間で調停が成立した。同調停が成立したことにより、これら5社に対する毎月の支払額は合計10万4000円から3万9000円に減額になった。

(7) これに対し、特定調停申立ての対象外とした5社（株式会社■、株式会社■、株式会社■、株式会社■、株式会社■）については、合計300万円余りの債務が残っていた（毎月の支払額は合計10万5000円となる。）。原告は、

被告■水については、被告■水のアドバイスに従い、支払を止め、残り3社については支払を続けていたが、上記調停に基づく支払及び被告■水に対するコンサルタント料の支払が重なったため、その負担は大きく、切り詰めた生活を余儀なくされた。

(8)ア ところで、被告■水は、被告■水を開始するに当たって、かねてより知り合いであった被告■田に連絡を取り、多重債務者を相手に債務整理の相談のための会を立ち上げるとして、司法書士資格を有する同被告に協力を求め、その了解を得た。

イ 他方で、被告■水は、貸金業者としても登録をしており、

被告■水に相談に来た多重債務者を相手に貸金業を営み、利益を上げることが企図していた。

しかし結局、期待していたような利益を上げることができなかったことから、被告■水は、平成15年12月一杯で被告■水を閉鎖することとした。

ウ 被告■田は、平成15年10月ころから同年12月までの間、被告■水から、数人程度の多重債務者の紹介を受け、債務整理の相談を受けるとともに、特定調停の手続をとるなどし、報酬を得た。なお、債務整理の相談

は、そのほとんどを肩書住所地で営む司法書士事務所ではなく、
で行っていた。

2 以上の認定事実によれば、被告■水は、債務整理の相談等を業とする

■を開設して、多重債務者を相手に債務整理の相談を受け、コンサルタント契約を結んで報酬を得た上、どの業者を相手に特定調停を申し立てるかなど具体的な手続や対応策を教示していたというのであるから、特定調停の申立て等債務整理のために必要な法的手続を実質的にとっていたものと認められる。そして、被告■水のこのような行為は、非弁護士が報酬を得る目的で法律事務を取り扱った場合に該当するから、これが非弁活動を禁じた弁護士法72条に違反することは明らかである（なお、被告■水本人も、自己の行為が弁護士法違反に該当することを争っていない。）。

3 そこで次に、被告■田の行為について検討する。

- (1) 前記認定事実及び弁論の全趣旨によれば、被告■田は、被告■水が弁護士や司法書士等の資格を有しないことを認識した上で、同被告から債務整理の相談等を業とする■を立ち上げるに当たり、司法書士として協力を求められ、これを了承したこと、現に被告■田は、被告■水から原告の紹介を受けるとともに、同被告が原告に今後の手続等を具体的に教示したことを前提として、特定調停申立書等の書類を作成し、報酬を得ていること、このような相談業務のほとんどは、同被告の司法書士事務所ではなく、

（本件事務所）で行われており、必要書類等のやりとりも同会を通じてされていることが認められる。これらの事実により、被告■水が本件事務所を維持するために相談者から何らかの報酬を得ていたであろうことは容易に推測できること、被告■田自身、その本人尋問で、「被告■水は多重債務者を他の貸金業者に紹介して手数料を得るなどしていると思っていた。」旨を供述していることを総合すると、被告■田においても、被告■水の上記行為が弁護士法72条に違反する違法なものであることを認識していたもの

と優に推認することができる。

(2) これに対し、被告■田は、原告と被告■水が本件事務所でどのようなやりとりをしていたか全く知らないなどと主張し、その本人尋問でも、「被告■水は資格を持っていないので、自身では法律相談ができないことは当然わかっていた。だからこそ、司法書士を紹介していたとの認識である。」旨を供述する。しかしながら、被告■水は、被告■田の上記主張に反し、「借金の原因は何かとか、どういう形で解決したいのかといった話は被告■田に伝えている。」旨を供述していること、被告■田が、原告から事前に事情を聴取している被告■水から何らの引継もなしに原告と応対するなど、前記認定の事実経緯に照らしても通常あり得ず、不自然との感を否定できないこと等からすると、被告■田の上記主張は採用の限りではない。

4 不法行為の成否

以上検討したところによれば、被告■水と被告■田は互いに意を通じて、弁護士法72条に違反する行為をしたと認めることができる。そして、前記認定事実によれば、原告にあっては、平成15年12月当時、債権者10社に対して合計約600万円の債務を負担していたところ、被告らはこれを認識しながら、そのうち5社のみを相手方として特定調停を申し立てたこと、同調停は成立したものの、他方で、調停に基づく支払に加えて、申立外の債権者に対する支払や被告らに対する報酬の支払等も相俟って、決して原告の生活は楽にはならず、本来の目的である経済的再生とはほど遠い結末になったことが認められ、このことに、特定調停手続においては、債務者の経済的再生を図るため公正かつ妥当で経済的合理性を有する調停を成立させるため、債務者の全債務の内容を把握するとの要請が強く、申立人は調停の申立てと同時に、関係権利者の全てを記載した一覧表を提出することになっていること（特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律3条3項）等を総合考慮すると、前記認定にかかる被告らの行為は、原告に対する不法行為（共同不法行為）を構成すると

いなければならない。

これに対し、被告■田は、債権者10社中5社のみを相手方として特定調停を申し立てたことにつき、原告が債権者として5社しか伝えなかったためであり、同被告において恣意的に申立てから除外したものではない旨を主張し、その本人尋問でも、「5社以外に借入れがないのか確認したところ、原告は5社だけだとはっきり言った。」などとこれに沿う供述をする。しかしながら、前記認定のとおり、原告は本件事務所を訪れた当初から債権者が10社ある旨を申告していたものであり、ことさら被告■田に対して、総債権者数を問われながら、事実と反する回答をする合理的理由は見当たらない。かえって前記認定事実によれば、被告■田は、少なくとも原告には上記5社以外にも債権者があることを認識しながら、被告■水がそのうち5社のみを相手方として特定調停を申し立てるとの方針を立てたことから、これを前提として、他の借入れの有無を積極的に確認することなく、手続を進めたと認めるのが相当である。

なお、被告■田は、原告の債務整理に関し、原告から礼状を受け取った旨を主張し、その裏付け証拠として乙2を提出する。しかし、当該証拠は、当時大阪簡易裁判所に係属していた被告らに対する同種訴訟に証拠として提出するために取得されたものであること、被告■田はこのような意図を秘して、原告に対し、感謝の手紙を書くように依頼したこと、当時の原告はいまだ被告らの債務整理に疑問を抱いていなかったため、格別不信感を持つことなくこれに応じたこと（甲16, 30, 原告, 被告■田）などの事実経緯に照らすと、被告■田の上記主張をもって、前記認定判断を左右するものとはいえない。

5 損害

(1) コンサルタント料及び司法書士報酬相当額

弁護士法72条は、国民の公正・円滑な法律生活を守り法律秩序を維持することを目的とし、その意味で高度の公益的規定と解されるから、これに違反する行為は、公の秩序（民法90条）に違反するものとして無効と解する

のが相当である。そうすると、被告■水との本件コンサルタント契約及び被告■田との書類作成委託契約はいずれも無効といわざるを得ず、これに基づいて得た報酬相当額は、上記不法行為と相当因果関係にある損害ということができる。

ただし、コンサルタント料相当額12万円は、被告■水において、平成18年1月31日既に支払済みである。

(2) 司法書士費用

本件事案の内容、審理経過等の諸事情にかんがみ、上記不法行為と相当因果関係にある司法書士費用は、2万円をもって相当と認める。

(3) 慰謝料

前記認定のとおり、原告は、上記不法行為により、特定調停成立後も直ちに経済的再生を図ることができず、生活に困窮していたことが認められ、これにより精神的苦痛を受けたものと認められる。これに、本件に至る経緯、上記不法行為の態様、その他本件現れた一切の事情を総合すると、原告の精神的損害に対する慰謝料は、10万円をもって相当と認める。

- 6 以上によれば、原告の本件請求（主位的請求）は主文掲記の限度で理由があるからこれを認容し、その余の部分は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第8民事部

裁判官

奥野寿則

これは正本である。

平成 18 年 12 月 14 日

大阪地方裁判所 第8民事部

裁判所書記官 南

正一



平成17年(ワ)第8283号 損害賠償請求事件

原告

被告 ■■■ 田 ■■■ 外1名

判決確定証明申請書

平成19年 1月 5日

大阪地方裁判所 第8民事部 ロー2係 御中

原告訴訟代理人弁護士 八 木 正 雄



上記当事者間の頭書事件について、平成18年12月14日に御庁において言い渡された判決は、平成19年1月4日の経過により確定したことを証明願いたく申請致します。

書面のとおり相違ないことを証明する。

平成 19 年 1 月 9 日

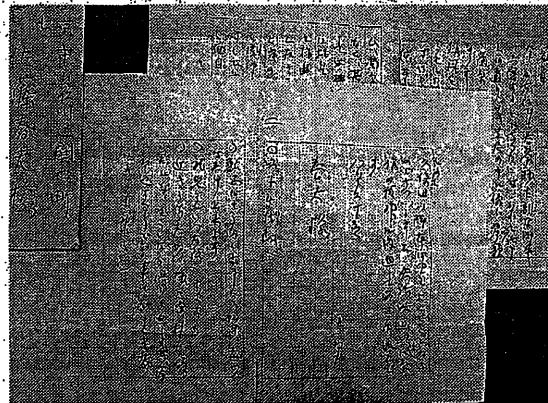
大阪地方裁判所 第 8 民事部

裁判所書記官 南 正一

借金返す 事に依ると半額

春夫記念館(江本雄一館)校目の最後に「以下、千(ない)」と記している。長は19日、文豪・谷崎潤一郎(1886-1965)が、同市出身の詩人、佐藤春夫(1892-1964)に送った未発表の書簡が見つかった。谷崎と離婚した春夫夫人となった千代にあてた記述もある。3人は、春夫と千代が結婚した際、連名のあいさつ状を出し、「妻譲渡事件」と世間で騒がれた関係。研究者によると、谷崎から離婚後の千代への手紙が見つかったのは初めてという。

佐藤春夫通じ



谷崎潤一郎が佐藤春夫にあてた書簡。2枚目に千代に対し「借りを返します」などの記述がある
—和歌山県新宮市立佐藤春夫記念館で19日

谷崎が別れた妻に手紙

娘には気配り

重要有形民俗文化財
吉野林業用具も答申
文化審議会(阿刀田高会長)は19日、江名子バンドの製作技術(岐阜県高山市)や小木のたらい(新潟県佐渡市)など6件を重要無形民俗文化財に、越後興

三面の山村生産用具(新潟県朝日村)、吉野林業用具と林産加工用具(奈良市)の2件を重要有形民俗文化財に指定するよう、伊吹文明文部科学相に答申した。

このほか、狭山茶の生産用具(埼玉県人間市)など3件を登録有形民俗文化財に登録するよう答申。また大聖寺のゴンガ(石川県加賀市)など7件を、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選択するよう答申した。

ほかの重要無形民俗文化財は以下の通り。
桑名石取祭の祭車行事(三重県桑名市)▽津酒のトンドウ(鳥取市)▽御嶽神楽(大分県豊後大野市)▽小浜島の盆、結願祭、種子取祭の芸能(沖縄県竹富町)

第1999回数字選択式全国自治宝くじ19日・宝くじ当選番号【ナンバース4】
当選番号 1294
◆ストレート 97万800円(60)
◆ボックス 4万400円(540)
セットストレート 50万5500円(54)
セットボックス 2万200円(2842)
【ナンバース3】
当選番号 900
◆ストレート 11万8700円(111)
◆ボックス 3万9500円(212)
セットストレート 7万9100円(175)
セットボックス 1万9700円(327)
◆ミニ 下2ケタ 1万1800円(693)

近畿在住の60代男性が、多重債務に絡むトラブルから借金の整理屋(大阪市北区、閉鎖)や提携の司法書士に60万円の損害賠償を求めた訴訟で、大阪地裁(奥野寿則裁判官)が先月、弁護士法違反(非弁活動)に当たるとして報酬相当額や慰謝料など計37万円を連帯して支払うよう命じた。代り人らによると、整理屋と提携した司法書士について非弁活動の共同不法行為を認定した判決は初めてだという。

男性は「整理屋は無資格で相談を受けており、検討が不十分だった」として提訴。判決は「整理屋が法的手続きを事実的に行ったことを司法書士が認識していたと推測できる」と判断し、報酬25万円や慰謝料10万円などを損害と認めた。関西ヤミ金対策会議代表幹事の植田勝博弁護士は「多重債務の被害者救済を後押しする画期的な判決だ」と評価している。



ローマでのコレクションに「ツ&オベレッタ」音楽の都・ウィーンの春風をのこす「毎日新聞」社主催、東日印刷特別協賛、高速オフセット協賛)が19日、大阪市北区のザ・シン



と一緒に車に際、後続車に追首などに軽い勤務していた書証明書など書者が契約する自動車保険の換金136万取った疑い。

(19日) 天気・湿度は午後3時現在、最高は午前9時、最低は午後9時
気温
最高(平均) 最低(平均)
大阪 10.0(9.2) 4.8(2.4) 41
京都 8.3(8.6) 4.3(1.0) 42

高校生生涯国際高校生開催します。甲子園の夢内外23カ国・1万4990人、北海道、東北、東・中部北陸、中国、四国、地区と海外の専、文部科学外務大臣官1準大賞27点

ネット2億円ハ業者ら大阪府大府警捜は19日、奈良同捜査で大阪